



第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 京都市左京区吉田本町  
国立大学法人京都大学  
学 長 山 極 壽 一  
代理人  
医学部附属病院事務部長 佐々木 順 三

乙 (住所) ○○○○  
(社名) ○○○○  
(代表者) ○○○○